

外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出について

標記について関税法第42条の規定により、下記のとおり公告する。

記

1 届出者の住所及び名称

東京都港区東新橋一丁目9番3号  
日本通運株式会社

2 届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地

日本通運株式会社 東京航空支店  
羽田空港保税蔵置場  
東京都大田区羽田空港二丁目6番3号

3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積

柱RC造 梁S造  
1棟及び土地の一部 2,400平方メートル

4 蔵置貨物の種類

輸出入一般貨物

5 許可期間

自 平成22年10月1日  
至 平成28年1月22日

平成22年10月1日

東京税関長 梅本守